



■ 武雄市 御船ヶ丘梅林の梅

今月の記事 C O N T E N T S

● 日本年金機構

- 事業主の皆様へ 従業員の皆様と被扶養配偶者の方の住所を定期的に確認しましょう!
「住所一覧表」提供サービス 2
- 国民年金保険料の納め忘れはありませんか? 3
- 佐賀県の最低賃金が改定されました。 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- 協会けんぽからのお知らせ 3
- 『医療費控除』について 3
- ご存知ですか? 先進医療等の患者負担について 3

● 佐賀県社会保険協会

- 平成24年度 社会保険事務講習会開催のご案内 6
- 健保・年金委員会(武雄・佐賀ブロック)ポーリング大会のお知らせ 7
- 年金相談窓口開設等のご案内 8
- 確定申告の時期となりました 8

● 社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

職場内で回覧しましょう。

—— 事業主の皆様へ ——

従業員の皆様と被扶養配偶者の方の 住所を定期的に確認しましょう！

「住所一覧表」提供サービス

「ねんきん定期便」などの年金個人情報、
直接、被保険者の皆様にお送りするためには、正しい
住所を届けていただく必要があります。

日本年金機構では、事業主の皆様、従業員の皆様と被扶養配偶者の方の
住所を確認していただくために「住所一覧表」の提供サービスを実施しています。

正しい住所が届けられていると

- 従業員の皆様と被扶養配偶者の方へ、年金の受給開始年齢の直前に日本年金機構からお送りしている「年金請求書」などが、正確に届くようになります。
- 事業主の皆様が、従業員の皆様の住所を確認されることで、従業員の皆様に将来受け取る年金に関するご案内等が正しく届くようになることは、事業主の皆様にとって有益であると思います。

「住所一覧表」の提供サービス申込みの方法

所定の申出書に必要事項を記入のうえ、事業所等を管轄する年金事務所に提出してください。
後日、「住所一覧表」が郵送されます。

※申出書は[日本年金機構ホームページ](http://www.nenkin.go.jp/) (<http://www.nenkin.go.jp/>) 又は、お近くの年金事務所に
備え付けてありますので、ご利用ください。

住所変更が必要な場合

「住所一覧表」の住所と、現在、従業員の皆様と被扶養配偶者の方がお住まいの住所が異なる
場合は「住所一覧表」に朱書き訂正していただくことにより、簡便に住所変更の届出をすることが
できます。

朱書き訂正を行った「住所一覧表」は、事業所等を管轄する年金事務所に提出してください。
(※所定の様式による届出も可能です。)

住所以外の事項の変更が必要な場合

氏名や生年月日等の変更がある場合は、所定の様式による届出が必要です。

届出については、所定の様式に必要事項を記入のうえ、事業所等を管轄する年金事務所へ
提出してください。

※その他、ご不明な点については、事業所等を管轄する年金事務所にお問い合わせください。

●国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金保険料は日本年金機構からお送りする納付案内書等により、毎月の保険料を翌月の末日までに納めていただくことになっています。

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によっては年金が受けられなくなることがあります。また、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがあります。

そこで、便利で安心な口座振替のご利用をお勧めします。口座振替にしておくと、毎月、納めに行く時間と手間がかからず便利で安心です。

また、口座振替には割引のある**お得な振替方法(早割・一年前納・半年前納)**もあります。

お申し込み方法は、口座振替申出書に必要事項を記入・押印(金融機関の届出印)してお近くの年金事務所にお申し込みされるか、ご郵送ください。また、金融機関窓口にご提出いただいても結構です。

※原則として、初めて口座振替で**1年分の前納を申し込まれた方は13ヶ月分**(3月分+4月分～翌年3月分)を、**6ヶ月分の前納を申し込まれた方は7カ月分**((3月分+4月分～9月分)又は(9月分+10月分～翌年3月分))の保険料を引落しさせていただきますので残高不足にご注意ください。

※1年分の前納又は年度前半の6ヶ月前納をご希望の場合は、**2月末まで**にお近くの年金事務所にお申込みください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL0952-31-4194
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL0954-23-0123

●佐賀県の最低賃金が改定されました。

○地域別最低賃金

佐賀県最低賃金

1時間

653円

効力発生日

平成24年10月21日

○特定(産業別)最低賃金

一般機械器具製造業関係

761円

平成24年12月28日

電気機械器具製造業関係

725円

平成24年12月30日

陶磁器・同関連製品製造業

654円

平成24年12月22日

となりました。

なお、最低賃金には次の賃金は含まれません。

1 賞与などの臨時の賃金

2 休日、時間外などの割増賃金

3 通勤手当、家族手当、精皆勤手当

協会けんぽからのお知らせ

生活習慣病予防健診の申込受付が早まります (35歳から74歳までの被保険者様)

●インターネットサービス(情報提供サービス)を利用する場合

健診対象者データ **ダウンロード:平成25年2月25日(月)**より
健診対象者データ **アップロード:平成25年3月1日(金)**より
(健診申込)

※インターネットサービスの利用には、事前にID・パスワードの取得が必要です。

健診機関によっては、3月末まで健診の予約受付ができない健診機関もあります。申込をするにあたっては健診機関にご確認ください。

●手書用の申込書を利用する場合

平成25年3月1日(金)より

※従来より送付している対象者名を印字した申込書は、印刷の都合上、例年と同様、3月末以降に順次事業主様へお送りします。

平成25年度から特定健診受診券の送付方法を変更します

被扶養者の**特定健診受診券**について、これまでは毎年4月頃に事業所へお送りし、事業所を通じて配付をお願いしておりましたが、**平成25年度からは、対象者のご自宅へ直接送付いたします。**

◎被保険者の住所記録に基づき郵送いたします。被保険者の方が住所を変更しているにも関わらず届出がお済みでない場合は、宛所不明となってしまいますので、被保険者の住所変更があった場合は、事業所より「健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届」のご提出をお願いします。(※提出先は、日本年金機構です。)

協会けんぽ佐賀支部メールマガジンにご登録ください

保険料率・制度改正の最新情報、申請ノウハウ、保健師だより(健康に関するお役立ち情報)等を掲載したメールマガジンを、毎月2回配信しております。**無料で簡単にご登録いただけますのでぜひご登録をお願いします。**

平成25年3月末をもって武雄年金事務所内の協会けんぽ相談窓口を廃止いたします

先月号でもお知らせいたしましたとおり、**武雄年金事務所内の協会けんぽ相談窓口を、平成25年3月末をもって廃止いたします。(3月29日金曜日までの開設となります。)**4月以降、協会けんぽへの申請書のご提出・ご相談については、直接協会けんぽ佐賀支部までお願いいたします。

◎申請書は全て郵送でご提出いただけます。郵送による提出にご協力をお願いいたします。なお、ご相談はお電話でお受けしておりますが、窓口での相談等をご希望の場合は、協会けんぽ佐賀支部窓口にて承っております。

※唐津年金事務所内の協会けんぽ相談窓口については、平成25年4月以降も引き続き開設いたします。



『医療費控除』について

医療費控除とは、1年間(1月1日~12月31日)の間に、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために所定の金額以上の医療費を支払った場合に、**一定の金額の所得控除を受けることができる**という制度です。(課税所得から一定額が差し引かれ、本人に適用される税率に応じて税金が還付・軽減されるということであり、医療費がそのまま戻ってくるということではありません。)

●医療費控除を受けるためには、**医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を税務署に提出する必要があります。その際は、領収書など医療費の支出を証明する書類を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。**

※協会けんぽからお送りしている「医療費のお知らせ」は、医療費控除の際の領収書の代わりにはなりませんのでご注意ください。

●医療費控除に関することは、**国税庁のホームページ**をご覧ください。お近くの税務署にお問い合わせください。

ご存知
ですか？

先進医療等の患者負担について

健康保険では、保険が適用されない保険外診療があると、保険が適用される診療も含めて医療費の全額が自己負担となります。ただし、保険外診療を受ける場合でも、厚生労働大臣の定める **評価療養** と **選定療養** については、保険診療との併用が認められており、通常の治療と共通する部分（診察・検査・投薬・入院料等）の費用は、一般の保険診療と同様に扱われ、その部分については一部負担金のみを支払うこととなります。（残りの額は「保険外併用療養費」として健康保険から給付が行われます。）

※「評価療養」および「選定療養」に係る部分の費用については特別料金として全額自己負担となります。「評価療養」および「選定療養」による特別料金がかかる場合は、医療機関はその内容と費用について院内での掲示や患者への説明をして同意を得ることとなっています。

評価療養

- 先進医療（高度医療を含む）
- 医薬品の治験に係る診療
- 医療機器の治験に係る診療
- 薬事法承認後で保険収載前の医薬品の使用
- 薬事法承認後で保険収載前の医療機器の使用
- 適応外の医薬品の使用
- 適応外の医療機器の使用

※評価療養とは、新しい治療法や新薬など、将来的に保険適用とすべきかどうかについての評価がされている段階にある療養のことです。

選定療養

- 特別の療養環境（差額ベッド）
- 歯科の合金金等
- 金属床総義歯
- 小児う触の指導管理
- 大病院（200床以上）の未紹介患者の初診
- 180日以上入院
- 制限回数を超える医療行為 …等

※上記の全てが必ず該当するというものではありません。やむを得ない場合など選定療養に該当しない場合は特別料金はかかりません。

■ 先進医療を受ける場合の患者負担の例

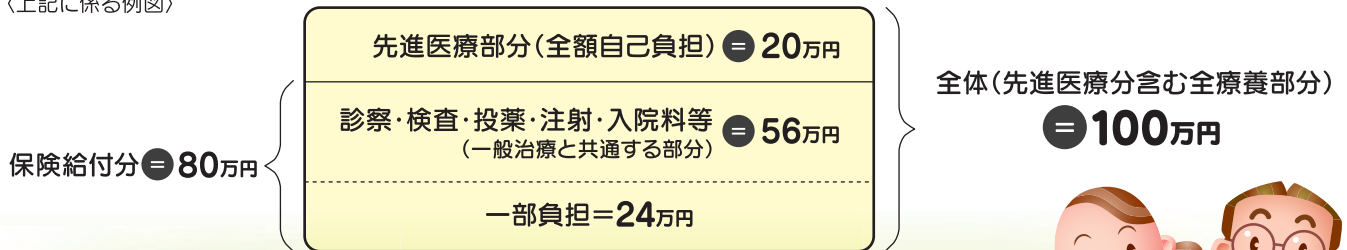
総医療費が100万円、うち先進医療に係る費用が20万円だった場合

- ① 先進医療に係る費用20万円は、全額を患者が負担します。
- ② 通常の治療と共通する部分（診察、検査、投薬、入院料等）は、保険として給付される部分になります。

保険給付分 = 80万円（10割）

〔 7割にあたる56万円が健康保険から給付
3割にあたる24万円が患者の一部負担金 〕

（上記に係る例図）



※保険給付分の一部負担金24万円については、高額療養費制度が適用されます。
※先進医療部分の20万円については、保険外診療であるため健康保険からの給付はありません。（所得税法上の『医療費控除』の対象にはなりません。）

ニュース等で話題となっている平成25年5月開設予定のサガハイマツ（九州国際重粒子線がん治療センター）の重粒子線がん治療も、現在先進医療の一つとなっていますので、通常の治療と共通する部分（診察・検査・投薬等）の費用については健康保険が適用されます。



〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階 TEL 0952-27-0611



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

お役立ち情報配信中です！
メールマガジン（無料）のご登録は
↓のホームページから

協会けんぽ 佐賀

検索



平成
24
年度

社会保険事務講習会開催のご案内

『60歳からの年金・雇用保険・健康保険』

在職老齢厚生年金と高齢者雇用継続給付金との調整など、60歳からの社会保険と雇用保険に関する講習を行います。

| 地 区 | 日 時 | 会 場 |
|---------|---------------|-----------------------------|
| 佐 賀 会 場 | 平成25年2月19日(火) | アバンセ (佐賀市天神3-2-11) |
| 鳥 栖 会 場 | 平成25年2月21日(木) | サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819) |
| 武 雄 会 場 | 平成25年2月22日(金) | 武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1) |
| 唐 津 会 場 | 平成25年2月27日(水) | 唐津市民会館 (唐津市西城内6-33) |

講師 ● 社会保険労務士

● 実施期間 各会場共通: 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄 **50名** 鳥栖・唐津 **30名**
(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者 社会保険事務担当者の方

講 師 社会保険労務士

参加費 **会員事業所は無料** (但し、平成24年度社会保険協会費未納事
業所は3,000円のご負担をお願いします)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ
一般財団法人 佐賀県社会保険協会
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



〈キリトリ線〉

社会保険事務講習会 参加申込書

| | | | | |
|---------------------------------|---|-------------|--|-------------------|
| 整 理 番 号 | | | | ☎ おわかりになる範囲で結構です。 |
| 参加希望会場日時 | (佐 賀 ・ 鳥 栖 ・ 武 雄 ・ 唐 津) 会 場 / 平 成 年 月 日 () | | | |
| 参加者氏名(2名まで) | | | | |
| 事 業 所 名 | | | | |
| 事 業 所 所 在 地 | 〒 | 事業所電話番号 () | | |
| 分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。 | | | | |

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

平成
24
年度

健保・年金委員会(武雄・佐賀ブロック) ボウリング大会のお知らせ



被保険者の皆様方の健康保持増進を図るため、気軽に参加できるスポーツのボウリング大会を下記の日程で開催します。

武雄ブロック

- 主催** 佐賀県健康保険委員・年金委員会武雄ブロック
- 共催** 一般財団法人 佐賀県社会保険協会、全国健康保険協会 佐賀支部
- 日時** **平成25年2月24日(日)**
●受付 9:30 ●ゲーム開始 10:00
- 場所** **メリーランドタケオボウル**
(武雄市朝日町甘久1331) TEL0954-23-4195
- 参加資格** **武雄年金事務所管内**の事業所単位の被保険者及び被扶養者
- チーム編成** 1チーム3名(1事業所から2チームを限度)12チームまでとします
- 競技方法** 個人2ゲームでチームの合計得点により順位を決定します。同得点の場合は、チーム内の得点差(最高得点と最低得点差)が少ないチームを上位とします。女性及び小・中学生は1ゲーム20点のハンディを与えます。
- 参加料金** 1チーム 2,000円(シューズ代金含む)
- 表彰** 優勝、準優勝、第3位、その他飛び賞、参加賞
- 申込方法** 下記の申込書を(一財)佐賀県社会保険協会へ**FAXで申込んでください**。先着12チームまでとします。(電話では受け付けません)
FAX番号 0952-26-3377
- 申込期限** **2月14日(木) 17:00まで**
ただし、12チームになり次第受付を打ち切ります。

佐賀ブロック

- 主催** 佐賀県健康保険委員・年金委員会佐賀ブロック
- 共催** 一般財団法人 佐賀県社会保険協会、全国健康保険協会 佐賀支部
- 日時** **平成25年3月3日(日)**
●受付 9:30 ●ゲーム開始 10:00
- 場所** **ボウルアーガス**
(佐賀市八戸溝3丁目) TEL 30-1117
- 参加資格** **佐賀年金事務所管内**の事業所単位の被保険者及び被扶養者
- チーム編成** 1チーム3名(1事業所から2チームを限度)30チームまでとします
- 競技方法** 個人2ゲームでチームの合計得点により順位を決定します。同得点の場合は、チーム内の得点差(最高得点と最低得点差)が少ないチームを上位とします。女性及び小・中学生は1ゲーム20点のハンディを与えます。
- 参加料金** 1チーム 2,000円(シューズ代金含む)
- 表彰** 優勝、準優勝、第3位、その他飛び賞、参加賞
- 申込方法** 下記の申込書を(一財)佐賀県社会保険協会へ**FAXで申込んでください**。先着30チームまでとします。(電話では受け付けません)
FAX番号 0952-26-3377
- 申込期限** **2月22日(金) 17:00まで**
ただし、30チームになり次第受付を打ち切ります。

〈キリトリ線〉

健保・年金委員会 ボウリング大会 申込書

| 参加ブロック | 武雄ブロック ・ 佐賀ブロック | | | |
|---------|-----------------|--|-----|-------|
| チーム名 | | | | |
| 事業所名称 | | | | |
| 事業所記号番号 | 記号 | | 番号 | |
| 申込責任者名 | | | 連絡先 | |
| 氏名 | フリガナ | | 年齢 | 性別 |
| | | | | 男 ・ 女 |
| 氏名 | フリガナ | | 年齢 | 性別 |
| | | | | 男 ・ 女 |
| 氏名 | フリガナ | | 年齢 | 性別 |
| | | | | 男 ・ 女 |

平成25年3月 相談窓口開設カレンダー

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-------|---------------------|----------------------|----------------------------|----|----------------------|---------------------|
| | | | | | 1 伊万里市役所 (予約) | 2 |
| 3 | 4 延長相談 19時まで | 5 鹿島市民会館 (予約) | 6 多久市役所 (予約) | 7 | 8 伊万里市役所 (予約) | 9 年金事務所 休日相談日 |
| 10 | 11 延長相談 19時まで | 12 基山町役場 (予約) | 13 有田町役場 東庁舎 (予約) | 14 | 15 伊万里市役所 (予約) | 16 |
| 17 | 18 延長相談 19時まで | 19 鹿島市民会館 (予約) | 20 | 21 | 22 伊万里市役所 (予約) | 23 |
| 24/31 | 25 延長相談 19時まで | 26 基山町役場 (予約) | 27 有田町役場 本庁舎 (予約) | 28 | 29 伊万里市役所 (予約) | 30 |

年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00
年金事務所 休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00

出張相談 予約制 相談時間 10:00▶15:00

| 出張相談所 | 予約申込先 |
|------------------------|-----------------------------------|
| 多久市役所 基山町役場 | 佐賀年金事務所 0952-31-4191 |
| 伊万里市役所 | 唐津年金事務所 0955-72-5161 |
| 鹿島市民会館 | 鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117 |
| 有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎 | 有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114 |

※年金事務所での予約による年金相談も受付けております。
※希望される日の前日までに申し込んでください。
●佐賀年金事務所……………☎0952-31-4191
●唐津年金事務所……………☎0955-72-5161
●武雄年金事務所……………☎0954-23-0121

※唐津・武雄年金事務所は、第2土曜日の休日相談については完全予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は完全予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。

確定申告の時期となりました

国民年金保険料の納付の証明である「社会保険料控除証明書」や年金の受給額の証明である「源泉徴収票」はお持ちでしょうか？紛失されている場合は、再発行も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

「社会保険料控除証明書」の再発行について

控除証明書専用ダイヤル
「☎0570-070-117」へおかけください。
●一般の固定電話の場合、市内通話料金のみでご利用いただくことができます。
※050または070から始まる電話でおかけになる場合は「TEL03-6700-1130」へおかけください。
●こちらにおかけいただいた場合は、通常の通話料金がかかります。
【専用ダイヤルの開設時期】
平成24年 平成25年
11月1日(木)～3月15日(金)
【受付時間】
●月曜日 午前8:30～午後7:00
●火～金曜日 午前8:30～午後5:15
●第2土曜日 午前9:30～午後4:00
月曜日が祝日の場合は、火曜日の午後7:00まで相談をお受けします。

「源泉徴収票」の再発行について

ねんきんダイヤル
「☎0570-05-1165」へおかけください。
●一般の固定電話の場合、市内通話料金のみでご利用いただくことができます。
※050または070から始まる電話でおかけになる場合は「TEL03-6700-1165」へおかけください。
●こちらにおかけいただいた場合は、通常の通話料金がかかります。
【受付時間】
●月曜日 午前8:30～午後7:00
●火～金曜日 午前8:30～午後5:15
●第2土曜日 午前9:30～午後4:00
月曜日が祝日の場合は、火曜日の午後7:00まで相談をお受けします。



※「社会保険料控除証明書」、「源泉徴収票」の再発行をお急ぎの場合は、お近くの年金事務所へご本人様が来訪いただきますようお願いいたします。(運転免許証等の身分証明書が必要です。)なお、代理人の方が来訪いただいた場合は、ご本人様からの「委任状」、「代理人の方の身分証明書」及び「ご本人様の印鑑」をご持参ください。

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。 平成25年2月分保険料の納付期限は平成25年4月1日(月)です。

ご注意ください ※平成25年2月分の社会保険料計算に係る届書は3月7日(木)までに到着するようお届けください。その後到着した場合は平成25年2月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。